

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

まず、陳情第9号、旭川市徽章についてに関わりまして、2月14日の委員会において、まじま委員から質疑をしたい旨の申出がありました。

それでは、御発言願います。

○まじま委員 陳情第9号、旭川市徽章についてということで、このことについて判断ができないのは、今、私たちの会派だけなものですから、ちょっと判断するのに何点かお聞きをしたいと思います。

ここで述べられている旭川市の徽章について伺いたいと思うんですが、この徽章が制定された経緯について、把握されていることを御説明いただきたいと思います。

○金総務部次長 本市の徽章について、制定当時の起案文書は現時点で確認できておりませんが、旭川市史などの文献によりますと、明治44年に皇太子殿下、後の大正天皇の行啓に向けた奉迎を記念して、かねてより懸案であった徽章を策定するとされたものであり、そのデザインは、当時の旭川町長である奥田千春氏が考案し、明治44年6月29日に町の徽章として制定されたものとされております。

○まじま委員 今、そういう背景を伺ったわけですけど、陳情の中の要旨で、この徽章については、外側に北斗星だと。で、中心に赤色の日章が配置されているというふうに書かれているんですけど、この赤色の日章というのは何を表していると考えていますか。

○金総務部次長 中央の赤色の円形は、旭川を象徴するものとして、太陽を表したものとされております。

○まじま委員 そこで、赤色の日章というのは、日の丸とイコールというふうに市のほうはお考えなんでしょうか。

○金総務部次長 現時点において、文献等に国旗との関連性を示す記述は確認できず、徽章の赤色の日章は、国旗の日の丸には由来しないものと考えております。

○まじま委員 今、日の丸とは考えていないという答弁というか、発言をいただきましたけど、改めて、赤色の日章というものの由来についてどう考えているか、伺いたいと思います。

○金総務部次長 徽章のデザインの由来につきましては、新旭川市史に考案者の意図するところが記載されており、他地方の徽章を参照しつつ、土地の実態に鑑みて案出することとしたとあります。これによりますと、外側の星の形は、北海道の徽章から着想を得て北斗星を、赤色の円形は、旭川を象徴するものとして太陽をかたどったものであり、これを星の中央に配して、北海道旭川を表現したものとされております。

○まじま委員 ちょっと繰り返しになるかもしれないんですけど、この赤色の日章について考え方を伺ったんですけど、旭川の旭を表したものとも言えるかなと思うんですけど、この点についての考え方を伺いたいと思います。

○金総務部次長 文献等におきましては、太陽イコール旭を意味するという記述は確認できないことから、さきに御答弁申し上げたとおり、広い意味で捉えての太陽を表したものであると認識しております。

○まじま委員 この点ばかり話をしていても結論は出ないので、最後にしたいと思えますけど、この徽章が今、果たしている役割についてはどういうふうなお考えなのかを聞いて、判断材料としたいと思います。

○金総務部次長 徽章は、市を象徴するしるし、シンボルマークとして、旗や腕章、市の刊行物などで使われております。公の行事や事業などにおいて広く市民の目に触れることで、本市への愛着や誇りを醸成し、地域に関わっていることへの意識を高めるほか、歴史や伝統の継承といった役割があるものと認識しております。

○えびな委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断保留の日本共産党に、判断できる状況にあるか確認いたします。

○まじま委員 今、伺ったばかりなので、後日にしていただければと思います。

○えびな委員長 それでは、今回は保留といたします。

次に、陳情第12号、臓器移植に関わる不正な臓器取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書の提出を求めることについてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断保留の会派に、判断できる状況にあるか確認いたします。

まず、民主・市民連合。

○上野委員 もう少しお時間をいただきたいと思えます。

○えびな委員長 次に、公明党。

○皆川委員 判断できません。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 もう少しお時間をいただきたいと思えます。

○えびな委員長 それでは、まだ判断できない会派がありますことから、こちらも今回は保留といたします。

次に、陳情第13号、市民とともにいじめ、自殺、児童虐待、犯罪等を減らす取組についてに関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、判断できる状況にあるか各会派に確認いたします。

自民党・市民会議。

○たけいし委員 判断できません。

○えびな委員長 民主・市民連合。

○上野委員 判断できません。

○えびな委員長 公明党。

○皆川委員 まだ判断できません。

○えびな委員長 日本共産党。

○まじま委員 判断できる状況にはありません。

○えびな委員長 旭川市民連合。

○植木委員 判断できない状況です。

○えびな委員長 こちらも、まだ皆さん判断できないということでございますので、今回は保留といたします。

次に、2、令和7年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第44号、議案第47号、議案第55号ないし議案第60号、議案第62号、議案第64号ないし議案第66号及び議案第95号の以上13件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 初めに、令和7年度各会計予算につきまして、予算規模を御説明申し上げます。一般会計予算書、各特別会計予算書の最初のページ、各会計予算総括表を御覧ください。

一般会計は1千801億4千万円でございます。前年度当初予算と比較いたしまして5.0%の増となっております。また、企業会計を含めた特別会計の合計は1千264億6千271万5千円で、前年度当初予算とほぼ同額となっております。一般会計と特別会計の合計は3千66億271万5千円で、前年度当初予算と比較いたしまして2.9%の増となっております。

続きまして、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、総合政策部所管の予算案につきまして、主なものを順次御説明申し上げます。

令和7年度予算臨時事業費説明資料の3ページをお開きください。一番下になりますが、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の旭川市・哈爾濱市友好都市提携30周年記念事業費273万9千円でございますが、この事業は、本市で開催する友好都市提携30周年記念式典にハルビン市代表団を受け入れるとともに、関係団体と連携しながら30周年記念行事を実施するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。2款1項4目広報広聴費の1番目、広報DX推進費559万2千円でございますが、シティープロモーションの推進及び情報発信のDX化を図るため、ターゲットに合わせたSNSによる効果的な情報発信と効果検証など、デジタル技術を活用した広報を推進するものでございます。令和7年度につきましては、SNS運用支援ツールを導入し、より効率的、効果的に情報発信を行ってまいります。

続いて、同じページの一番下、2款1項9目企画費、旭川市立大学施設整備補助金15億4千840万6千円でございますが、公立大学法人旭川市立大学が実施する新学部施設整備に係る経費を補助するものでございます。

以上が、令和7年度一般会計予算のうち総合政策部所管の主な事業でございます。

よろしく願い申し上げます。

○浅利行財政改革推進部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算につきまして、行財政改革推進部所管に係る予算の主な事業につきまして御説明を申し上げたいと思います。

まず初めに、資料はございませんが、行財政改革推進部の予算につきましては47億5千133万3千円と、昨年度と比較しまして17億4千2万円の増となっております。大幅増となった主な要因といたしましては、1つ目は、基幹系業務システムのうち、税系など国が示す標準準拠システムへ移行する経費及び運用経費といたしまして、業務システム最適化推進費について、前年度対

比約580%増の12億9千142万1千円を計上したこと、2つ目といたしまして、ふるさと納税の返礼品開発の強化を目的とした新規業務委託の実施や、ポータルサイト内での広告強化、新たな寄附受付サイトの開始等による寄附額の増加を見込み、ふるさと納税推進費について、前年度対比122%増の21億4千249万1千円を計上したことなどによるものでございまして、どちらの事業も国の交付金、寄附金を財源の一部に充てる予定としてございます。

次に、主な事業につきまして、臨時事業費説明資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。こちらのページ番号8から10が行財政改革推進部の事業となっております。

ページ番号8、2目人事管理費の業務改善推進費7千301万1千円でございますが、ICTツールを導入するなどして、市民サービスの向上や職員の業務効率化を推進するものでございまして、令和7年度は、各課の業務の効率化に資するアプリ開発や、企業版ふるさと納税制度を活用したDX支援人材派遣によるアプリ導入の伴走支援を行うほか、観光スポーツ部で実施します学校施設スポーツ開放事業に係る自主管理方式の導入を進めるため、公共施設予約システムの利用施設の追加とスマートロック機能の導入に取り組んでまいります。

続きまして、BPO導入推進費2千974万7千円でございますが、市民サービスの維持向上を図るとともに、職員の働きがい改革を実現するため、業務の一部を一括して外部委託するものでございます。令和7年度につきましては、基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に併せ、税などの印刷、封入、封緘等の業務の外部委託を実施してまいります。

続きまして、新規事業でございますが、統合型GIS導入費1億8千984万円でございますが、各部局が個々に保有、整備する地理空間データを同一システムに統合し、複数部局で利用することで、情報共有の迅速化、業務と予算の効率化を図るとともに、そのデータを外部公開しまして、市民の利便性の向上と民間利用を促進するものでございます。

その下、9目企画費のページ番号9に移りまして、ふるさと納税推進費21億4千249万1千円でございますが、本市ふるさと納税の推進のため、ポータルサイト等を活用し、本市の魅力や、ふるさと納税に関する情報を広く発信するものでございます。令和7年度につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、さらなる寄附額の増加に向けて、返礼品の開発業務や公募等、管理業務を業務委託で実施するとともに、ポータルサイトのマーケティングサービス等の活用の取組を実施してまいります。

続いて、業務システム最適化推進費12億9千142万1千円でございますが、本市の基幹系業務システムを国が示す標準準拠システムに移行し、業務システム最適化を推進するものでございまして、令和7年度につきましては、税系、国民健康保険等の標準準拠システムへの移行を完了させ、ガバメントクラウドでの運用を開始してまいります。

以上が、行財政改革推進部に関わる令和7年度の主な事業でございます。

続きまして、議案第55号、旭川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、引用条項のずれについて整備を行おうとするものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○片岡女性活躍推進部長 続きまして、女性活躍推進部の予算について説明申し上げます。

主な事業について、臨時事業費説明資料11ページを御覧ください。

まず、女性活躍・ワークライフバランス推進費347万6千円です。この事業は、各種の啓発事業なんですけれども、令和7年度は、スキルの習得に加えて、女性特有の健康課題の解消を目的とした各種セミナー、それから、多様な働き方の推進に向けた事業者表彰・認定を実施いたします。

続きまして、女性デジタル人材・起業家育成事業費500万円です。これは、今年度の新たな取組として、市内の大学、専門学校等の女子学生を対象とした起業、IT活用、キャリア形成を考えるワークショップセミナー、また、女性経営者との交流支援、法人設立に関するセミナーを実施いたします。

続きまして、キャリアの保健室事業費495万円です。これは、令和5年度に未来会議2030で提案を受けたもので、令和6年度は、相談の試行、ニーズ調査を実施いたしました。令和7年度は、その結果を踏まえて構築した事業になります。女性の就労の継続、それから企業の人材の定着を一体的に支援するために、中小企業診断士等の専門家に相談できる窓口を常設し、相談で蓄積される就労者のニーズを分析し、その結果を企業にフィードバックいたします。相談窓口は男性の利用も可能として、企業の就労環境の底上げにつなげてまいります。また、令和7年度からは、多様な働き方の表彰制度と連携し、働きやすい環境整備、職場風土の醸成を図ってまいります。

続きまして、女性相談つながりサポート事業費698万7千円です。これは、不安や困難を抱える女性のために支援する事業になります。LINE相談、それから、相談とワークショップを組み合わせた居場所づくりのイベントなどのアウトリーチ型の支援、それから、生理用品の配布を通して相談窓口を周知いたします。また、令和7年度は、既存の事業の一部を再構築しまして、出張相談や、既存の居場所での体験会なども併せて展開してまいりたいというふうに考えております。

最後に、母子生活支援施設整備特別補助金1千150万2千円になります。これは、社会福祉法人旭川隣保会が母子生活支援施設トキワの森を整備した際に、金融機関等から借り入れた整備費の償還に対して補助するものです。

以上でございます。

〇三宅地域振興部長 初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算、及び、議案第47号、令和7年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について、地域振興部所管分を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入でございますが、主なものといたしましては、国庫支出金や道支出金など、総額7億6千615万円となっております。続きまして、歳出でございます。2款総務費、8款土木費を合わせると、全20事業、12億3千936万2千円となっております。

それでは、臨時事業のうち主な事業について、令和7年度臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

初めに、12ページ、一番上の段でございます。まず、2款1項9目の中心市街地活性化推進費1千437万円であります。この事業は、中心市街地の活性化に向けて、令和7年度は、旭川駅周辺かわまちづくり計画の一環で、旭川駅から旭山動物園までのサイクリングコースの利便性を高めるための路面標示を整備するほか、買物公園エリアの魅力や満足度のさらなる向上を図るため、社会実験等を継続して実施するものでございます。

続きまして、次の段、航空路線確保対策費2千251万6千円でございます。この事業は、国内

及び国際航空路線の維持や拡充を図るため、誘致活動など様々な取組を行うものです。

続きまして、次の段、地域公共交通対策費 1 億 1 千 1 1 2 万 3 千円であります。この事業は、持続可能な新たな市内バス路線網の構築を目指し、公共交通に関わる運行支援や利用促進事業を実施するほか、路線バス乗務員の確保に係る助成、ユニバーサルデザインタクシーの導入支援を行うものです。

続きまして、次の段、JR 路線維持対策費 4 3 3 万 8 千円であります。この事業は、本市が関係する JR の宗谷線、石北線及び富良野線の維持、存続に向けて、この 3 線区利用の運賃の一部を助成する取組を行うほか、国、北海道、沿線自治体とともに路線存続に向けた取組を行うものであります。

続きまして、1 3 ページ上から 2 段目、移住促進費 2 千 7 1 万 1 千円であります。この事業は、本市への移住、定住を促進することを目的として、令和 7 年度は、地域おこし協力隊の募集、任用に向けた取組に加え、移住や二地域居住を検討している方々が移住体験をしやすい環境を整えるため、生活体験滞在費助成金制度を創設し、まちの魅力の PR や、移住情報の発信強化を周辺 8 町と連携して進めてまいります。

続きまして、一番下の段、8 款 1 項 4 目の優良建築物等整備事業補助金 3 億 2 千 2 5 0 万円であります。この事業は、中心市街地活性化に資する都市機能を誘導するため、宿泊施設や診療所など、新たに優良建築物や都市機能誘導施設を建設する民間事業者に対して、建設工事費用の一部を補助するものであります。

続きまして、1 4 ページ、上から 2 段目、8 款 4 項 1 目の空港整備費 6 億 4 千 1 4 2 万 5 千円でございます。この事業は、旭川空港の施設整備として、侵入警戒センサーの整備工事を行うほか、空港運営会社が実施する誘導路改良工事に対する更新投資負担金を支出するものであります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

1 4 ページ、一番下の段でございます。公共駐車場事業特別会計です。この特別会計は、駅や中心市街地への利便性向上を図るため、旭川駅前広場駐車場の運營業務委託料や、光熱水費など管理運営費を計上しており、事業費は全体で 2 千 7 6 5 万 8 千円を計上しております。

以上、地域振興部の令和 7 年度予算の主な事業の概要でございます。

続きまして、議案第 5 6 号、旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の改正につきましては、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い、許可の対象が、宅地だけではなく森林や農地における造成まで広がったほか、一時的な土石の堆積が許可対象に追加されたこと、また、許可の技術的基準が改定されたことから、許可の対象行為や申請面積に応じた許可申請手数料に係る規定を整備しようとするものであります。

なお、施行日につきましては、令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上、地域振興部が関連する議案となります。よろしく願いいたします。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わります議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第 4 4 号、令和 7 年度旭川市一般会計予算、及び、議案第 4 7 号、令和 7 年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算に関連し、新年度予算の主な事業につきまして御説明を申し上げます。臨時事業費説明資料を御覧いただければと存じます。

新年度については、旧総合庁舎跡地の駐車場整備工事や、国勢調査に当たる年度として関連の業務などを進めてまいりたいと考えております。

初めに、15ページを御覧ください。一番上、2款1項2目人事管理費の職員活性化推進費224万1千円につきましては、多様化する行政課題等に対応できる人材の育成や、若手職員を対象とした政策形成研修などを行うほか、新たに職員のキャリアアップや技術職員の確保に向け、一級建築士など、業務に必要な資格取得費用の一部の助成を行おうとするものでございます。

次のページに移りまして、16ページの一番上、8目財産管理費の庁舎改修費2億1千308万6千円につきましては、5条庁舎の解体工事を行おうとするものでございます。

その下、庁舎整備推進費4億4千729万円につきましては、旧総合庁舎跡地に（仮称）新文化ホール建設まで利用する駐車場の整備工事を行うほか、第三庁舎の解体工事をはじめ、総合庁舎周辺の整備を行おうとするものでございます。

このページの一番下、9目企画費の旭川市史デジタルアーカイブ推進費1千117万7千円につきましては、地域の歴史情報をデジタル化してまとめ、広く発信するために、今年度にシステムを構築するデジタルアーカイブにおいて、新たに戦後の年表及び写真資料等を追加するほか、幅広い世代へ向けたコンテンツの拡充等を行おうとするものでございます。

次のページに移りまして、17ページの一番上、電子入札・契約推進費783万2千円につきましては、入札・契約事務における効率化や、事業者の利便性等の向上を図るため、4月から本格導入を開始する電子入札システム及び電子契約システムの運用を行おうとするものでございます。

その下、2款5項2目統計調査費の令和7年国勢調査費2億1千912万7千円につきましては、国の基幹統計調査として、今年実施する国勢調査に係る人件費や業務委託料等の経費となっております。

次のページに移りまして、18ページ、公共駐車場事業特別会計につきましては、総務部の事業費として6千507万円を計上しており、7条駐車場の指定管理者への委託料、光熱水費や設備の賃借料などの管理経費となっております。

以上が、総務部に関わる主な新年度の事業でございます。

次に、条例改正につきまして御説明を申し上げます。議案のほうを御覧いただければと存じます。

初めに、議案第57号、旭川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象を、3歳に満たない子から、小学校就学の始期に達するまでの子がいる職員に拡大するための改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第58号、旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第59号、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定等に準じて、特定任期付職員の期末手当の支給率を改定するなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第60号、旭川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給料表、扶養手当の改定及び暫定再任用職員に新たに

住居手当、寒冷地手当の支給を可能とするなど、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第62号、旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、本市の旅費に関する諸規定を整備しようとするもので、実費支給を原則とし、宿泊費の上限額を定めることや、日帰り出張における日当の廃止など、所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第64号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法に規定する刑罰の種類が改正されることに伴い、関係する11件の条例の改正を行おうとするもので、そのうち、本委員会所管の条例につきましては、旭川市特別職の職員の給与に関する条例、旭川市特別職の職員に対する退職手当支給条例、旭川市一般職の職員に対する退職手当支給条例、旭川市空港管理条例、旭川市客引き勧誘行為等の防止に関する条例、旭川市消防団員の定員並びに任免等に関する条例の6件でございます。

次に、議案第65号、旭川市条例の読点の表記を改める条例の制定につきましては、国の新たな考え方を受け、公布済み条例の読点の表記をコンマから点に一括して改めようとするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○内村防災安全部長 議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、防災安全部所管分につきまして御説明申し上げます。

所管する事業の概要につきまして、臨時事業費説明資料に基づき御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。まず、2款1項5目市民活動費の地域安全活動推進費220万8千円につきましては、犯罪や交通事故のない安全で安心なまちづくりの実現のため、市民などが実施する自主防犯活動を支援するほか、犯罪を抑止するためにさんろく街に設置しております街頭防犯カメラのリースなどに要する経費でございます。

次に、9款1項3目消防施設費のコミュニティ防災資機材等整備費81万7千円につきましては、地域防災力の向上を図るために、町内会を主体とする自主防災組織の結成や育成に係る研修などに要する経費でございます。

次に、9款1項4目防災対策費、防災施設等整備費794万9千円につきましては、老朽化した避難所標識を補修するほか、災害対策用備蓄品のうち、保存期限が迫っているアルファ化米などを更新するとともに、補食となる栄養機能食品や災害用毛布などを増強しようとするものでございます。

次に、災害時緊急情報配信費4千717万9千円につきましては、災害時の避難等に関する情報を市民及び観光客等に対して速やかに伝達するため、総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置し、情報伝達体制の整備を図るものでございます。

次に、浸水ハザードマップ整備費2千191万2千円につきましては、令和3年7月の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大されたこと等を踏まえ、洪水ハザードマップの改定を行うほか、新たに内水ハザードマップを加えた浸水ハザードマップを作成し、全戸に配布するものでございます。

以上が、防災安全部の説明となります。よろしくお願いをいたします。

○河端消防長 本定例会提出議案のうち、消防本部に関わります議案第44号及び議案第66号に

つきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、消防本部所管分の9款消防費につきまして、資料はございませんが、予算の総額は11億4千680万3千円で、令和6年度と比較して9千985万円の増となっており、主な要因としましては、高機能消防指令センター装置改修費などの増額によるものでございます。

それでは、臨時事業費説明資料に基づき、主な事業につきまして御説明を申し上げます。

83ページを御覧ください。初めに、9款1項1日常備消防費の消防庁舎整備費1億57万9千円につきましては、北消防署仮眠室の個室化と、旧南消防署豊岡出張所の解体などに要する経費を計上するものでございます。

次に、水道消火栓管理費7千426万8千円につきましては、水道事業会計へ繰り出しを行い、消火栓の維持管理のほか、道路工事や水道本管の敷設替えに合わせて、消火栓の移設、更新などを行おうとするものでございます。

84ページを御覧ください。9款1項3目消防施設費のうち、消防自動車整備費1億6千716万円につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格救急自動車1台、消防団で運用する小型動力ポンプ付積載車1台を更新するほか、はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホールに係る償還金を計上するものでございます。

次に、高機能消防指令センター装置改修費1億539万9千円につきましては、消防指令センターと消防車などとの間でデータ通信を行う車両運用端末装置の更新のほか、119番通報の受報等に必要のNTT通信回線ケーブル架空線を埋設しようとするものでございます。

以上が、消防本部に関わる9款消防費についての説明となります。

次に、議案書を御覧ください。

議案第66号、旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に施行されることに伴い、退職報償金の勤務年数区分について、新たに35年以上の区分を追加し、支給額を定めようとするほか、その他所要の改正を行おうとするものでございます。

以上が、消防本部に関わる議案の説明となります。よろしく御説明申し上げます。

○長谷川選挙管理委員会事務局長 議案第44号のうち、選挙管理委員会事務局所管分について御説明申し上げます。

資料は用意していませんが、選挙管理委員会分の予算案は、経常費が2事業で416万3千円、臨時費が2事業で3億6千42万7千円、合計3億6千459万円を計上しています。

この中で、臨時事業について御説明申し上げます。臨時事業費説明資料の101ページを御覧ください。令和7年度は2つの選挙が予定されており、2款4項3目、市長・市議補選挙執行費で1億8千375万1千円、参議院議員通常選挙執行費で1億7千667万6千円をそれぞれ計上しています。いずれの事業も、選挙執行に要する人件費、投票所整理券の交付経費、ポスター掲示場や投票所、開票所の設置費、啓発費などを計上しています。

以上、よろしく御説明いたします。

○酒井監査事務局長 初めに、議案第44号、令和7年度旭川市一般会計予算のうち、監査事務局所管分について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算事項別明細書の52ページ、2款6項1目の監査委員費になります。監査事務局では2つの事業を計上しておりまして、1つ目は経常費で、各種監査等を実施するための監査事務費、2つ目は臨時費で、包括外部監査を実施するため、外部の専門的知識を有する者と契約を締結する外部監査費です。外部監査費につきましては、資料として、臨時事業費説明資料の最後のページ、102ページに掲載をしております。この2つの事業を合わせた予算額は1千712万円で、前年度と比較しまして56万2千円、率にして3.4%の増となっております。

続きまして、議案第95号、包括外部監査契約の締結につきまして御説明申し上げます。

地方自治法の規定によりまして、中核市である旭川市におきましては、毎会計年度包括外部監査契約の締結が義務づけられておりまして、令和7年度の契約の締結について議会の議決を得ようとするものでございます。

契約の内容といたしましては、包括外部監査契約に基づく業務のため、本年4月1日から1千200万円を上限とする額で、公認会計士、堤直美氏と契約を締結しようとするものであります。これは、地方自治法の規定によりまして、同一の外部監査人と4回連続して契約をできないということとされておりまして、現在の外部監査人であります前田敬洋氏は、今年度が3年目でありますことから、次年度は新たに堤氏と契約を締結しようとするものであります。

なお、契約の上限額につきましては前年度と同額となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時40分